

配偶者同行休業取扱要綱

平成 26 年 5 月 2 日

教委要綱第 2 号

第 1 目的

この要綱は、相楽東部広域連合立学校に勤務する府費負担教職員の服務規程（平成 30 年相楽東部広域連合教育委員会規程第 1 号。以下「服務規程」という。）第 3 条の規定により準用する京都府立学校職員服務規程（平成 2 年京都府教育委員会教育長訓令第 1 号）第 8 条の 6 の規定により、職員が配偶者同行休業の承認を受けようとするときの取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 配偶者同行休業の取扱い

職員は、京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認（公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮して適当な者であると認められるとき）を受けて、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするため、配偶者同行休業（職を保有するが、職務に従事しないことをいう。以下同じ。）をすることができるものとする。

1 対象職員

服務規程第 2 条に規定する職員を対象とするものとする。ただし、次の職員を除くものとする。

- (1) 臨時的任用職員
- (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）による定年退職者等の再任用職員
- (3) 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成 12 年法律第 51 号）による任期付研究員
- (4) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）による任期付職員
- (5) その他の法律により任期を定めて任用される職員

2 休業の事由

職員が、次に掲げる事由（6 月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。以下「配偶者外国滞在事由」という。）により外国に住所又は居所を定めて滞在する配偶者と生活を共にする場合に、配偶者同行休業をすることができるものとする。

- (1) 外国での勤務（法人その他の団体に所属して外国において勤務することをいい、報酬の有無は問わない。）

- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学に相当する大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（2 (1) (2)に掲げるものに該当するものを除く。）

3 休業できる期間

3 年を超えない期間（外国への転居のために必要な最小限の準備期間を含む。）とする。

4 承認申請

- (1) 配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに配偶者外国滞在事由を明らかにして、原則として当該休業をしようとする初日の 1 月前までに配偶者同行休業承認申請書（別紙様式 1）により申請するものとする。
- (2) 配偶者同行休業の承認の申請に当たっては、配偶者外国滞在事由及び期間が確認できる書類を添付するものとする。
- (3) 配偶者同行休業の承認の申請について、その事由を確認する必要があると認めるときは、職員に対して証明書類の提出を求めるものとする。
- (4) (1)の承認申請書は、所属校の校長に提出するものとし、承認申請書の提出を受けた校長は、配偶者同行休業の承認に係る副申書（別紙様式 2。以下、この項において「承認申請副申書」という。）を作成し、当該承認申請書に添えて、速やかに相楽東部広域連合教育委員会あて送付し、相楽東部広域連合教育委員会は、当該承認申請書及び承認申請副申書とともに、速やかに教育長あて提出するものとする。

5 承認

- (1) 配偶者同行休業の承認の申請があったときは、申請に係る期間について公務の運営に支障がないと認める場合であって、次に掲げる基準を満たすときは、承認するものとする。
 - ① 勤務成績が良好であると認められること。
 - ② 配偶者同行休業の請求の時点において、職務に復帰した後、一定期間在職することが見込まれ、かつ、継続して勤務する意思があること。
 - ③ 過去に配偶者同行休業をしたことがある場合には、前回の配偶者同行休業から職務に復帰した後、一定期間職務に従事した期間があること。ただし、次に掲げる場合であって申請期間が前回の配偶者同行休業の申請期間の範囲内であるときは、この基準を満たしているものとみなす。
 - ア 配偶者同行休業の承認が、産前・産後休暇の取得（8 (3)該当）又は育児休業の承認を受けたこと（8 (4)該当）により取り消された後、出産した子又は育児休業に係る子が死亡

したとき

イ 配偶者同行休業の承認が、休職又は停職の処分を受けたこと（７（１）該当）により効力を失った後、当該休職又は停職が終了したとき

ウ 配偶者同行休業の承認を受けた職員が、長期の入院等のやむを得ない理由により配偶者と同居しない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれること（８（１）該当）により、当該休業の承認を取り消された後、生活を共にすることができる状態となったとき

（２）配偶者同行休業を不承認とするときは、当該職員に対してその理由を説明するものとする。

６ 配偶者同行休業の期間の延長

（１）配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が３年を超えない範囲内において、当該配偶者同行休業の期間の延長を申請することができるものとする。その場合、延長をしようとする期間の末日を明らかにしなければならない。

（２）配偶者同行休業の期間の延長は、職員の給与等に関する条例第４５条の１９で定める特別の事情がある場合を除き、１回に限るものとする。

（３）配偶者同行休業の期間の延長の申請及び承認については、４及び５に準じて取り扱うものとする。

７ 承認の失効

配偶者同行休業の承認は、次に掲げる事由に該当するときに失効するものとする。

（１）配偶者同行休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたとき

（２）配偶者同行休業をしている職員の配偶者が死亡し、又は当該職員と配偶者が離婚したとき（事実上婚姻関係と同様の事情にあった職員については、当該事情が解消した場合）

８ 承認の取消し

配偶者同行休業をしている職員が次の事由に該当すると認めるときは、承認を取り消すものとする。

（１）配偶者と生活を共にしなくなったとき（配偶者と同居しない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれる場合等）

（２）配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったとき

（３）配偶者同行休業をしている職員が、産前・産後休暇を取得することとなったとき

- (4) 配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったとき

9 届出

- (1) 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、配偶者同行休業状況変更届（別紙様式3）により届け出るものとする。
- ① 配偶者が死亡し、又は配偶者と離婚した場合（7の(2)該当）
 - ② 配偶者と生活を共にしなくなった場合（8の(1)該当）
 - ③ 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者滞在事由に該当しなくなった場合（8の(2)該当）
 - ④ 産前・産後休暇を取得することとなった場合（8の(3)該当）
- (2) 配偶者同行休業状況変更届について、その事由を確認する必要があると認めるときは、職員に対して証明書類の提出を求めるものとする。

10 定期的な連絡

校長は、配偶者同行休業をしている職員の職務への円滑な復帰を図るため、半年に1回程、定期的に連絡を取ることで、当該職員への情報提供や生活状況の把握等、十分な意思疎通を図るものとする。

11 職務復帰

配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき（8(4)の事由により取り消された場合を除く。）は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

第3 配偶者同行休業に係る給与の取扱い

配偶者同行休業に係る給与の取扱いは、次のとおりであること。

- 1 配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 2 期末手当については、基準日に配偶者同行休業をしている職員には支給しない。また、在職期間の計算に当たっては、配偶者同行休業をした期間の2分の1に相当する期間を除算する。
- 3 勤勉手当については、基準日に配偶者同行休業をしている職員には支給しない。また、勤務期

間の計算に当たっては、配偶者同行休業をした期間を除算する。

- 4 退職手当の在職期間の計算に当たっては、配偶者同行休業をした期間（月数）を除算する。
- 5 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業をした期間を 100 分の 50 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を 調整することができるものとする。

第4 年次休暇、特別休暇等との関係

配偶者同行休業期間中にあっては年次休暇、特別休暇等は取得できないものであること。

第5 出勤簿の表示

「出勤印」欄に、「同行休」と表示するものとする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年要綱第 1 号）

この要綱は、平成 28 年 12 月 19 日から施行する。

(別紙様式1)

配偶者同行休業承認請求書

年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

申請者 学 校 名 _____
職・氏名 _____ (印)

配 偶 者 同 行 休 業
次のとおり の承認を申請します。
配偶者同行休業の期間の延長

1	申 請 の 区 分	☐ 配偶者同行休業（2～4及び6に記入） ☐ 期間の延長（2、3及び5に記入）（ ☐ 再度の延長）
2	氏 名	
	職 業	
	申請時の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由	()
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由の 継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3	職員及び配偶者の外国 滞在中の住所（居所）	
4	申 請 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
5	延 長 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	既に配偶者同行休業 をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで (うち、期間の再度の延長の場合における 当初の配偶者同行休業の期間 年 月 日まで)
6	職 務 復 帰 後 の 継続勤務意思確認	☐ 配偶者同行休業の終了後、引き続き京都府公立学校教職員として勤務 する意思がある。
7	備 考	

- 注1 この申請書には、配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
- 2 期間の再度の延長を申請する場合には、「2 申請に係る配偶者」欄の「外国滞在事由」欄の最上欄の括弧内に、当該延長が必要な事情を記入すること。
- 3 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所（居所）を定め、届け出ること。
- 4 「7 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者の外国滞在事由、休業期間）、配偶者同行休業の期間を初めて延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他京都府教育委員会教育長が承認の可否を判断するにあたって必要と思われる事項を記入すること。
- 5 該当する□には✓印を記入すること。

(別紙様式2)

配偶者同行休業の承認に係る副申書

年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

学校名・校長名

配 偶 者 同 行 休 業
下記の職員から、別添のとおり の承認の申請がありましたので、副申
配偶者同行休業の期間の延長
します。

1 申 請 者		学 校 名		職 名		氏 名	
2 申 請 に 係 る 配 偶 者	氏 名						
	職 業						
	外国滞在事由						
3 職員及び配偶者の 外国滞在中の住所（居所）							
4 申請（延長）期間		年 月 日から 年 月 日まで					
5 校 長 意 見							
6 業 務 上 の 対 応							
7 備 考							

注 この副申書は、職員から提出された申請書及び添付書類の写しを添付すること。

(別紙様式 3)

配偶者同行休業状況変更届

京都府教育委員会教育長 様

学 校 名_____

職・氏名 _____ (印)

次のとおり配偶者同行休業に係る休業状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

- ☐ 配偶者同行休業に係る配偶者が死亡した
- ☐ 配偶者同行休業に係る配偶者と離婚（事実上婚姻関係と同様の事情にあった職員については、当該事情が解消）した
- ☐ 配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなった
- ☐ 配偶者同行休業に係る配偶者が外国に滞在しないこととなった
- ☐ 配偶者同行休業に係る配偶者の外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなった
- ☐ 産前・産後休暇を取得することとなった
- ☐ その他（ ）

2 届出の事由が発生した日

年 月 日